

【要望事項】

元請倒産時における下請代金の支払いの確保について

【要望趣旨】

青木建設、佐藤工業、日産建設、藤木工務店、更には大日本土木と最近 1 年間で全国に支店・営業所を配し、株式を上場している上記 5 社が会社更生法や民事再生法の適用を申請して、事実上倒産し、当連合会会員団体に所属する傘下企業に下請代金の受領が出来ない等の被害が多数発生し、会社経営の危機に及んでいる企業が出ています。

特に、発注者が元請企業に代金を支払っているのに、下請企業が既に実施した工事の代金を受け取ることができないということは、極めて不合理であると言わざるを得ません。

米国、フランス、韓国などでは、下請法等によって「発注者による下請代金直接支払い制度」が確立されているので、我が国でも下請会社の保護制度について検討し、下請ボンドの導入を含む新たな保証制度を早急に構築していただきたい。

また、下請代金支払いの適正化については、建設業法第 31 条の規定に基づく「下請代金支払状況等立入調査」を前年度の 20 社程度から 305 社へと大幅に対象現場を増やして実施していただいたところではありますが、立入調査結果の概要並びにこれに基づく改善指導の実施状況について公表して下さるとともに、引き続き下請代金支払いの適正化に向けた指導の徹底をお願いいたします。

【要望事項】

適正価格による発注の指導と施工体制台帳の活用について

【要望趣旨】

国土交通省が実施した「専門工事業下請取引実態調査結果」に見られる通り、建設専門業の請負代金は極めて過酷な水準におかれております。

当連合会会員団体が実施した調査結果によると、品質・仕様等を考慮した価格になっているかという問に対して、75.7%が品質・仕様を無視した価格になっていると回答し、受注単価と原価の関係については、80.9%が原価割れになっているとしています。

入札契約適正化法、適正化指針・通知文（国総建第 84 号）では、「予定価格及びその積算内訳並びに契約金額を公表する」とともに、「受注者には施工体制台帳の提出を、発注者には施工体制状況の点検を義務付け」し、そして「（施工体制台帳の添付書類には）下請契約について請負代金を明記すること」が義務付けられております。

つきましては、上記の事態を改善するため、「予定価格積算内訳の工種別金額」、「請負代金内訳書」及び「施工体制台帳に添付されている下請請負代金」の活用を通じた施工体制チェックを更に積極的に推進していただくようお願いいたします。

また、ダンピングは、建設業の健全な発達を阻害するとともに、手抜き工事、下請けへのしわよせ等につながりやすいことから、低入札価格調査制度の活用によりダンピング受注を排除することにされているが、国土交通省における低入札価格調査制度の適用状況及びこれに基づく措置状況について公表して下さるようお願いいたします。

さらに、適正化指針において、国土交通大臣等は各発注者の取組み状況について調査し、毎年度公表することになっているが、調査結果の概要と改善要請状況について公表して下さるようお願いいたします。

さらに、丸投げなど不正行為点検の強化策として、通称「施工体制 G メン」を活用した不良・不適格業者の排除の徹底をお願いいたします。

【要望事項】

CM 方式等多様な発注方式の推進について

【要望趣旨】

公共工事の発注については、最近になって多様な発注方式が採用されつつありますが、全体的には一部の工事を除いては、従来方式である一括請負方式が主流となっております。

今日、建設専門業は建設生産システムの中でものづくりの中核的担い手としての役割を果たしており、かつ、自主管理体制を構築して、品質確保、技術向上、安全対策、工期維持などのマネジメント面も飛躍的に成長しております。

国土交通省においては「CM 方式研究会」を設置して、「CM 活用ガイドライン」をとりまとめたほか、地方公共団体が発注する公共建築工事を対象とした「適用マニュアル」の策定に向けた検討を行っております。

つきましては、現在、国土交通省直轄工事で CM 活用方式による試行工事を実施されていますが、試行工事の内容並びに評価検討結果の概要について公表して下さるようお願いいたします。

また、国土交通省直轄工事の公共建築においても CM 活用方式によるモデル事業を早期に実施し、その活用評価を行って下さるようお願いいたします。

現在、公共建築工事において電気、空調、管などの設備工事を中心に分離発注が実施されておりますが、今後、土木工事を含む多種多様な工事についてもより一層の分離発注の推進に努められますようお願いいたします。

さらに、公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を受ける必要がありますが、今後、CM 方式や分離発注等の多様な発注方式の導入により、専門工事業者が発注者から直接受注する機会も増大していくことが見込まれるため、専門工事業版経営事項審査制度の創設について検討をお願いいたします。

【要望事項】

技術・技能労働者の育成・確保と雇用労働条件の改善

【要望趣旨】

建設産業の基盤は人であり、人の有する技能・技術である。建設産業が若い人にとって将来を託せる魅力ある産業であるためには、技能向上、技術革新等の目標と、それに見合った処遇が必要となります。

建設生産プロセスの主役が専門工事業に移行している現在、技術・技能労働者の育成・確保や生産技術開発も、専門工事業が担うべく、そのように努力されてきております。

しかし、現下の建設投資額の減少やダンピング受注競争の激化など建設市場の大きな変化の中で、現在の建設生産システムで対応することは不可能となっており、このまま放置すれば近い将来産業基盤の喪失、産業の崩壊に結びつきかねないところである。

つきましては、ものづくりに従事する技術・技能労働者の教育訓練費や安全対策費並びに直用体制を維持するための法定福利費の事業主負担等、下請に係る現場管理費の計上や別枠支給の実現など、積算体系の見直しをお願いします。

また、公共工事設計労務単価決定の前提として「公共事業労務費調査」を実施しているが、賃金台帳ほか多数の書類提出が求められて事業主負担が過大となっているため、調査方法の改善をお願いします。

さらに、人材育成は厚生労働省、人材活用は国土交通省とに分かれているが、両省庁のより一層の連携強化を図っていただき、人材の育成・確保などを通じた新たな建設産業ビジョンの策定をお願いいたします。

建設ものづくりに従事する技術・技能労働者の育成・確保及び雇用労働条件の改善などを図るためには、単に専門工事業の問題としてではなく、発注者や元請などを含めた建設産業全体の問題として捉えて、早急に対策を検討いただきたい。